

「天つ日繼」と「食す国の政」まつりごと

ウチノワキイラツコとオホサザキ

吉田修作

序

「天つ日繼」と「食す国の政」について、別稿で次のように述べた。

ホムダワケ（応神）がアマテラスと御食津大神に闇わり、日の御子の資格と御饌みけつ国からの贈与を受けたことは、ホムダワケの御子のウチノワキイラツコとオホサザキ（仁徳）が、「天つ日繼」と「食す国の政」との分掌を命じられたことにも繋がっていくと捉えられる。^{（一）}

つまり、古事記仲哀記で「御子」ホムダワケ（応神）が闇わったことが、その後の応神記で二人の皇子、ウチノワキイラツコとオホサザキ（仁徳）に繋がっていく、というように古事記は記述されているのではないかということである。本稿ではその別稿で考えたことを展開していく。周知のように、応神記では天皇がオホヤマモリ、オホサザキの二皇子に兄弟の年長、年少のいずれが愛しいかを問うて、三兄弟の皇子、オホヤマモリ、オホサザキ、ウチノワキイラツコにそれぞれ「海山の政」、「食す国の政」、「天つ日繼」という分掌を与えたと記されている。そして、応神天皇崩御後、オホヤマモリが反乱を企てるが、オホサザキの助言に従ったウチノワキイラツコの手によつ

て殺害され、ウチノワキイラツコとオホサザキとが天皇の位の譲り合いの末、ウチノワキイラツコが古事記では「崩」、日本書紀では「自死」したために、オホサザキが仁徳として即位したとなっている。この結末について、実際はオホサザキがウチノワキイラツコを殺害したというような見解も出されているが、古事記、日本書紀の記述を歴史的実体に還元する方法には与しない。本稿では特に古事記の記述を中心に、日本書紀と比較しつつ、何故にウチノワキイラツコとオホサザキとが「天つ日継」と「食す国の政」の分掌を命じられたのか、その意味するところより、中巻応神記から下巻仁徳記への継承についても考えていく。

一、「天つ日継」と「天の下」

まず、応神記の他の「天つ日継」「日継」を示す用字例を古事記、日本書紀から検索する。

(天武天皇は)清原大宮にして、昇りて天つ位に即きましき。……天統を得て八荒を包ねたまひき。……即ち、阿礼に勅語して、帝皇日継と先代旧辞とを誦み習はしめたまひき。(古事記序)

(オホクニヌシが)「此の葦原中国は、命の隨に既に献らむ。唯に僕の住所のみは、天つ神御子の天津日継知らすとだる天の御巢の如くして、底津石根に宮柱ふとしり、高天原に氷木たかしりて、治め賜はば、僕は、百足らず八十垵手に隠りて侍らむ。……」(神代記)

天皇崩りましし後に、木梨之輕太子の日継を知らすことを定めたるに、(允恭記)

故、天皇の崩りましし後に、天の下を治むべき王なし。是に日継知らさむ王を問ひて、市辺忍齒別王の妹、忍海郎女、亦の名は飯豊王を葛城の忍海の高木角刺宮に坐しき。(清寧記)

故、天皇崩りますに、即ち意富祁命、天津日統を知らしき。(顯宗記)

天皇既に崩りますに、日統を知らすべき王なし。(武烈記)

甲午に、初めて息長足日広額天皇の喪を發す。……乙未に、息長山田公、日継を奉誅る。(皇極元年二月)

殯宮に嘗たてまつりて慟哭たてまつる。…直広肆当麻真人智徳、皇祖等の騰極の次第を奉誅る。礼なり。

古には日継と云ふなり。(持統二年八月―一月)

右の「天つ日継」「日継」の用字例からは、特に古事記においてその序文と神代記を除くと天皇崩御後の不安定な時期に見られるという特徴が認められる。それに対して日本書紀では、天皇崩御後の喪や殯宮の誅の中で「日継」が奉られる用例である。つまり、序文、神代記、心神記を除く古事記の「天つ日継」「日継」の用字例は、天皇崩御後の危機的状況の中で、次期天皇に關してのものであるのに対し、日本書紀の用字例では崩御した天皇の事跡を称える要素が強いということが言える。ただし、日本書紀においては、神武即位前紀の「大業」「基業」「天業」などをアマツヒツギ、各天皇の「即帝位」をアマツヒツギシロシメスと訓じており、それらの用字例を含めれば、日本書紀のアマツヒツギの用例は一般的なものということになる。

右の「天つ日継」「日継」の用字例に比して、心神記で心神天皇がウヂノワキイラツコに「天つ日継」を知しめすように命じたのは特異であることが判明する。ただ、心神記で天皇が三人の皇子にその役割の分掌を命じたのは、いずれれ起るであろう王権の危機を察知していたとも読める。実際、天皇崩御後にオホヤマモリの反乱が起こる。

天皇の崩りましし後に、大雀命は天皇の命に従ひて、天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき。是に、大山守命は、

天皇の命に違ひて、猶天の下を獲むと欲ひて（応神記）

ここではウヂノワキイラツコとオホサザギとが「天の下」を譲り合っている間にオホヤマモリの反乱となる。さらにオホヤマモリの反乱鎮圧後も、二人は「天の下」を譲り合ったという。「天の下」の用例は「日継」と相違して古事記などに頻出する一般的な語である。「日継」は「天の下」と重なる位相を有しながら、微妙な差異もある。二人の皇子が位を譲り合うという例は古事記に他にも見られる。

神武天皇崩御後のタギシミミの乱を鎮定したカミヤヅミミとカミヌナカハミミの兄弟の間で、兄カミヤヅミミが弟カミヌナカハミミに譲つて

「……是を以て、汝命、上と為りて天の下を治めよ。僕は汝命を扶け、忌人と為りて仕へ奉らむ」

と言つたという。ここでは「日継」ではなく弟が「天の下」を治め、兄が「忌人」として奉仕することで決着する。もう一例は清寧記でオケ、ヲケの兄弟が譲り合い、兄が弟に「汝命、先づ天の下を治めよ」と譲つたのでヲケが先に皇位に就いたという。ここにおいても、「天の下」を治めるように兄が弟に譲るといふケースで、ウヂノワキイラツコとオホサザギの場合とは結果的に大きな隔たりがある。

前掲の「天津日継」の用例で言及していなかった神代記の場合はどうか。神代記で「天つ神御子の天津日継知らす……」とある「天つ神御子」は神代記や神武記に散見する語で、「天つ神」の系譜に繋がって「天津日継知らす」となることが強調されるが、それらの発話がオホクニヌシによってなされたこと、つまり、王権の外部からもたらされたことに意味がある。要するに、「天津日継知らす」ということは外部から贈与されるもので、その面では前掲の日本書紀の天皇の喪や殯宮における臣下からの「誄」などと位相を同じくする。それがまた、「天の下を知らす」との差異でもある。さらに、万葉集における「天日継」の用例は五例で、これも既に指摘されているように、

人麻呂歌などの宮廷歌にはなく、家持歌にのみ見られる特徴とされる。

葦原の 瑞穂の国を 天降り 知らしめしける すめろきの 神の命の 御代重ね 天乃日嗣等 知らし来る

君の御代御代 敷きませる 四方よもの国には……（一八・四〇九四）

高御座 安麻乃日嗣等 天の下 知らしめしける すめろきの 神の命の かしこくも 始めたまひて 貴く

も 定めたまへる み吉野の この大宮に……（一八・四〇九八）

……あきづ島 大和の国の 檀原の 畝傍の宮に 宮柱 太しり立てて 天の下 知らしめしける すめろき

の 安麻能日継等 継ぎて来る 神の御代御代……（二〇・四四六五）

右三例で他の二例は省略するが、特に右の一例目、陸奥国出金詔書賀歌は続日本紀宣命一三詔に応じたもので、その宣命にも「天日嗣」の語が四回使用されている。小野寛は、右の家持歌が、宮廷歌人の伝統的表現を踏まえながらも、「天日嗣」などの語句を詠み込むことにより、始原以来の皇統の神聖性を捉え直したと評価し、さらに、「天日嗣」が本来「神聖なる継承者」の意であったものが、次第に帝位の別称と考えられるに至ったとの指摘をしている。⁴⁾小野論文の「天日嗣」の語義の変容説に従えば、「天日嗣」の語が一三詔を含めた続日本紀宣命に頻出し、前述した日本書紀の「即位」の表記でアマツヒツギシロシメスと訓読するなどの慣用的表現に用いられたことも理解される。にも拘わらず、既述したように、古事記では天皇崩御後という状況に使用されることが多いということは何なることであるのか。そのことを考える上において、オホサザキが分治を命じられた「食す国の政」の「食す国」について検証する。

二、「食す国」と「贊」

これも既に指摘されているように、「食す国」という語句は万葉集や続日本紀宣命に散見する。

やすみしし わご大王 高照らす 日の皇子 荒栲の 藤原がうへに 食す国を 見し給はむと …… (万葉集 一・五〇)

…わご王 皇子の命の 天の下 知らしめしめせば 春花の 貴からむと 望月の 満しけむと 天の下
一は云はく食す国 四方の人と …… (二・一六七)

…天の下 治め給ひ 一は云はく、掃ひ給ひて 食す国を 定めたまふと 鶏が鳴く 吾妻の国の 御軍士
を 召し給ひて …… (一・一九九)

…長柄の宮に 真木柱 太高敷きて 食す国を 治めたまへば …… (六・九二八)
やすみししわご大君の食す国は倭も此処も同じと思ふ (六・九五六)

…天皇が御代御代、天つ日嗣高御座に坐して治め賜ひ慈しび賜ひ来る食す国天の下の業 …… 聞し看す食す国
の中の東の方武蔵国に …… (慶雲四年七月一七日 四詔)

…吾孫の知らさむ食す国天の下と …… 四方の食す国天の下の政を …… 此食す国天の下は …… 天日嗣高御座の
業食す国天の下の政を …… 四方の食す国の年豊に …… 食す国天の下の業を …… 此食す国天の下を撫で賜ひ慈し

び賜はくば …… (神龜元年二月四日 五詔)
…食す国天の下の業 …… 聞し看す食す国の中の東の方陸奥国の小田郡に …… 食す国天の下の諸国 …… 食す国

天の下の諸国 …… 食す国天の下をば撫で賜ひ慈しび賜ふ …… (天平勝宝元年四月一日 一三詔)

右は「食す国」の用例の一部だが、大体の傾向は掴める。「食す国」は人麻呂歌などにも見られ、「天の下」の範疇にも用いられるが、「四方国」、諸国や東、陸奥、「遠の朝廷」などの地方に対する場合が多いという特徴が認められる。「食す国」については、従来様々に説かれている。まず古事記伝では

さて物を見も聞も知も食も、みな他物を身に受入る意同じき故に、見とも聞とも知とも食とも、相通はして云こと多くして、君の御国を治め有ち坐すをも、知とも食とも、聞看とも申すなり。

と、「食す国」の「食す」が見る、聞く、知るなどの敬語と並立する身体性を示すという原理を説いており、注目される。続いて折口信夫はその「食す」が天つ神の命を受けた天皇が行つ田の祭に関わることを説き、折口説を展開した岡田精司は「食す国」を大嘗祭に関わるものと位置付けた。

天子様が、すめらみこととしての為事は、此国の田の生り物を、お作りになる事であつた。天つ神のまたしをお受けして、降臨なされて、田をお作りになり、秋になるとまつりをして、田の成り物を、天つ神のお目にかける、此が食国のまつりことである。(折口信夫)

古くは農耕民の収穫儀礼としての新嘗にさかのぼり得るが、大和政権下の服属儀礼として定着し、天皇即位のための大嘗祭に発展していったという意味で、「ニイナメニヤスクニ儀礼」と捉える。(岡田精司)

それらに対して、中村生雄は、御贄に関わる食国の儀礼と農耕に関する祭とが大嘗祭として収斂していったものと論じ、井上巨も、「四方国の贄」に関わる食国之政と王権の農耕儀礼との矛盾が克服されていったことを後付けている。

食国の儀礼とは、大化前代の地方豪族が大王に服属する証として行なつた御贄の貢進に由来するもので、その服属の意思を年ごとの収穫物の供献を通じて継続的に表現する。大嘗祭の儀礼の中核が、そうした律令以前

的な服属儀礼の換骨奪胎の結果である。(中村生雄)⁷⁾

食国之政が農耕に関わり、山海之政が贄や調に関わるとすると、これは天ツ御食が官田の稻と大和・四方国の贄によつて奉仕されることとよく対応し、……天ツ御食による国食しは本来、全国支配の象徴であるよりもむしろ、国・山・海が生成するモノの撰取を通してそれらの占有を確認したものといえる。……王権の食国と四方国の食国とは並立していたわけであるから、元来「四方国の食国」という語には矛盾がある。この矛盾を克服したところに律令国家が成立する。(井上亘)⁸⁾

要するに、中村生雄、井上亘の指摘は、食国の儀礼が折口、岡田論では農耕を核として捉えていたのに対して、御贄に関わる祭と農耕に関する祭との二つの位相から成り立っていたことを主張するものであった。その中村生雄、井上亘の論は、当該の応神記で、天皇からウチノワキイラツコとオホサザキとが「天ツ日継」と「食す国の政」の分掌を言い渡され、その後その二人の皇子が海人の持ち来る「大贄」を受け取らずに皇位継承を譲り合つたという話ともリンクするのではないか。

そこで「贄」「大贄」について検証する。神武記(紀)で天皇が熊野から吉野川の下流に至つた際に、国ツ神で阿陀の鵜養の祖であるという「贄持の子」が服従し、応神記では吉野の国主(国栖)が国主の奏で

白檀かしの生かに 横白よこすを作り 横白よこすに 醸まらみし大神酒 美味うまらに 聞きし飲のせ まろが父(古事記歌謡四八)

「此の歌は国主等が大贄を献る時々に……詠ふ歌」という記述でよく知られている。

応神紀一九年一〇月では、古事記歌謡四八と同様の歌謡が記載され、これより後に「栗、菌、年魚の類」が献られたという。これらの記事は、諸注が引くように、延喜式宮内式に「凡諸節会、吉野国栖献御贄奏歌笛」などの記録に対応している。他には、平安朝の神楽歌「薦枕」に鳴を捕獲する「贄人」の例も見られる。これらから、「贄」

「大贄」は海人や国主のような山人などの献上品であることが確認される。その点で言えば、「贄」「大贄」は応神記で天皇がオホヤマモリに与えた「山海の政」の職掌に相当し、同記で後に「海部、山部、山守部、伊勢部を定め」という記事とも呼応する。「山海の政」の職掌は、反乱を起こしたオホヤマモリを誅殺したウチノワキイラツコとオホサザキに継承されるべきものとして、前述の二人の皇子に対する海人の持ち来る「大贄」の話に展開する。前掲のように、「贄」「大贄」に関して中村生雄、井上亘論文がその重要性を指摘したが、かつて林屋辰三郎が御贄「大贄」そして「贄人」を芸能の発生の視座から取り上げていたことが想起される。

三、芸能と王権

林屋辰三郎は、右に引用した古事記や延喜式宮内式の国栖の奏の記事にある「大贄」「御贄」の記述に注目し、新撰姓氏録の「国栖」の項で国栖の奏の起源を別に允恭天皇代と伝えることについては、在地側の伝承と推測する。古事記の国栖の奏では、「口鼓くぐみを撃ちて、伎わざを為なす」などとあることから、当然所作が伴っていたことが想定され、日本書紀では同様の所作に加えて「仰たかぎ咲わふ」とある。これは神武即位前紀の来目歌の「今はよ 今はよ……」（書紀歌謡一〇）が「天を仰ぎて咲ふ」とあるのと重なる。この「咲ふ」行為は、古事記の天の岩戸でのアメノウズメの所作に対する八百万の神々の「咲ひ」にも通じている。古代歌謡全注釈日本書紀編では、神武紀の来目歌の場合は「敵または悪魔を屈服するための呪術的笑い」で、応神紀の国栖の奏の笑いは「寿福を招き寄せる意味を持つ呪法」と差異化する。状況としてはそれぞれ差異が認められるが、天の岩戸の「咲ふ」に関して旧稿で言及したように、「咲ふ」はおしなべて世界の変動を示す表象語として捉えることが可能である。国栖の奏で言えば、「口鼓を撃

ちて、伎を為て」とともに、その「咲ふ」所作は天の岩戸でアマテラスの再生をもちたように、応神朝の王権の活性化を促すとともに、後世までも大嘗祭で奏され、天皇即位儀礼の一環として、世界の秩序の再構築という役割を担っていたと言える。

さらに、古事記では「国主等が大贄を献る時々に……詠ふ歌」と「詠歌」という表記がなされていることも注目される。「詠」や「詠歌」は古事記清寧記でウケノ命の名告りの舞の歌謡に対して「詠」、万葉集巻一六の「乞食者の詠」など、舞や芸能を伴うと想定されるものに用いられる表記であることは重要である。旧稿で「詠」を検証し、次のように結論した。

詠は舞を伴い、かつ漢詩文の音読に基づいた独特な発声法であった。(中略)別に言えば、漢詩文の発声法には、内容的な差異を超越する、異界からもちた声の呪性とも言つべきものがあつたと言える。⁽¹⁾

「詠」の個別的な用例の考証は旧稿に譲るとして、「詠」に対する総括的結論は右に尽きると思われる。それを援用し、前述の「咲ふ」所作を含めて国栖の奏の「詠歌」を考えるならば、異界、あるいは外部からもたらされた声の呪性によって、世界の秩序の再構築を図つたということになろう。

国栖が奏とともに山の「大贄」の献上を行つたのに対し、海人の「大贄」は前掲の応神記(紀)の他にも、神代記ではサルタヒコを起源として猿女君等が給つ「島の速贄」があつたという。

其の猿田毘古神、阿耶訶に坐しし時に、漁為て、ひらぶ貝に其の手を咩ひ合さえて、海塩に沈み溺れき。…

…是に、猿田毘古神を送りて還り到りて、乃ち悉く鱭の広物、鱭の狭物を追ひ聚めて、…是を以て、御世に速贄を献る時に、猿女君等に給ふぞ。(神代記)

右の記事は古事記注釈などが説くように、サルタヒコの沈み溺れる様を滑稽な演劇風に記しつつ、祈年祭祀詞な

どにある常套句「鱧の広物、鱧の狭物」を用い、鳥（志摩）の「贄」の献上を表している。志摩は万葉集に「御食つ国 志摩」（六・一〇三三）と歌われ、あるいは隣接する伊勢が「御食つ国 神風の 伊勢の国」（一三・三三三）とあるように、贄を献上する代表的地域であった。ちなみに、「速贄」は初物の贄（古事記伝）とするのが妥当である。また、万葉集には「御食つ国 日の御調と 淡路の 野島の海人の」（六・九三三）とも歌われ、淡路も志摩、伊勢に並ぶ「御食つ国」と位置付けられていた。それらと対応する記載としては、延喜式内膳司に「諸国貢進御贄」が志摩の他、大和、若狭、紀伊、淡路から句料として送られ、節料としては畿内六国と、志摩、参河、若狭、紀伊、淡路の諸国に当てられている。そして、「御食つ国」の「御食」に関しては、仲哀記に御子である太子（心神）が角鹿に巡行した際に、土地の神との名替えの結果、土地の神に「御食津大神」と名付けたという話が想起され、その話と運動して心神記のヤガハヘヒメへの天皇の求婚歌とされる歌が歌われることになる。

この蟹や いづくの蟹 百伝ふ 角鹿の蟹 横去らふ 何処に至る 伊知遅島 美島に著き 嶋鳥の 潜き息づき しなだゆふ ささなみ道を すくすくと 我がいませばや ……（古事記歌謡四二）

心神記の歌謡四二に関しては、古く厚顔抄が「是八御肴二蟹ノ有ケルニ託シテ出サセタマヒテ」とその饗宴の場に出された「蟹」の馳走に因んで歌い出されたと言き、その説が踏襲されていたのに対し、記紀歌謡全講が蟹の舞として演じられたとの案を提示した。全講の考えを踏まえて田辺幸雄が歌謡四二の背後に蟹舞の芸能を想定した見解を展開し、現在でもかなりの諸注が田辺説を基本的には支持している。一方、古橋信孝はそのような古事記の記述の背後に演劇的所作を想定する方向性を批判し、巡行叙事の神謡という視座から当該歌謡などを読み直した。三浦佑之は古橋論を前提にしながらも、当該歌謡の歌詞の分析を通して神謡の「もどき」として「蟹男」などの滑稽な舞を想定して論を展開した。今のところ、三浦論文が最も妥当性があると考えるが、儀礼としては、仲哀記の角

鹿の御食津神からの「贄」に関わる芸能を伴う歌であることが想定される。

さらに、注目されることは、歌謡四二により応神とヤガハヘヒメとの聖婚が成立し、その結果、ウチノワキイラツコが誕生することである。従来は歌謡四二とウチノワキイラツコ誕生との整合性についてはあまり意を用いては来なかった。斎藤英喜は、ウチノワキイラツコを産んだヤガハヘヒメが和邇氏出身で、和邇氏と芸能者が関わるという折口説などを援用して、ウチノワキイラツコと芸能者の道筋を説いているが、和邇氏と芸能者という仮説に立つ論は危うさがある。その他に、蟹に関わる芸能と皇子誕生とは一見何の繋がりも見られそうにないようにも思われるが、ここで歌謡四二と対比される万葉集巻一六の「乞食者の詠」の「蟹の歌」を参照してみる。

おし照るや 難波なにはのこゑ小江に 廬いは作り 隠なまりて居まる 葦蟹を 大君召すと 何せむに 吾わを召すらめや 明けく
吾が知ることを 歌人と 吾を召すらめや……(三八八六)

周知の通り、歌謡四二や万葉集巻一六の「乞食者の詠」の「蟹の歌」などは、歌の冒頭の「蟹」から「我が」「吾」へと所謂人称転換が行われる点においても通じているのだが、人称転換について、かつて旧稿で次のように論じた。人称転換の原初的姿は、俳優や語部などに神霊或いは精霊が乗り移りトランス状態に至る過程に生じる言語現象である。(中略)それは三人称と一人称の混淆により、個が同時に共同幻想たる神であり得るという世界を現出する。⁽¹⁶⁾

右は人称転換の原理論で、その表現方法が採られている歌は、本質的には神謡ということになる。従って、右の考えを援用して歌謡四二を見た場合には、前掲の古橋論文と同様に当該歌謡は神謡という結論に至る。しかし、三浦論文が古橋論文を批判したように、表現から見た場合に歌謡四二は原初の神謡からはかなり隔たりが見られ、神謡のもどき、即ち、芸能化と位置付けられる。とは言え、歌謡四二が角鹿地域という外部に発する「贄」に関わる

芸能で、巡行叙事的神謡に遡源し得るとするならば、そのような神謡に基づく芸能を贈与されて謡うことは、王権がその地域や氏族に相当する外部を取り込み支配することを意味する。その結果がウヂノワキイラツコ誕生をもたらす、それは正に王権による新たな外部の獲得という歴史を作り出すことになる。それらは、仲哀記の御子(応神)の角鹿巡行に端を発しており、応神記の三皇子の分掌から遡るところの天皇の宇巡巡行、歌謡四二を経て、日継となるはずのウヂノワキイラツコ誕生という古事記の記述の連続性を生み出した。

四、「食す国」と「日継」 神代記・神武記・応神記

応神記の三皇子の分掌が神代記の三貴子の分治と対応していることは既に指摘されていることである。⁽¹⁷⁾ 神代記ではイザナギが禊で化生した三貴子、アマテラスに「高天原」、ツクヨミに「夜の食国」、スサノヲに「海原」の支配を命じたのに対し、前述したように、応神記では応神天皇が三皇子、オホヤマモリ、オホサザキ、ウヂノワキイラツコにそれぞれ「海山の政」、「食す国の政」、「天つ日継」という分掌を与えたのである。

一方、日本書紀では応神紀四〇年正月に、応神記と同様にオホヤマモリ、オホサザキの二皇子に兄弟の年長、年少のいづれが愛しいかを問うて、結果的にはウヂノワキイラツコを「太子」「継」とし、オホヤマモリに「山川林野を掌らしめ」、オホサザキを「太子の輔」として国事を知らしめ、たとある。それに対して、神代紀五段では三貴子の分治を様々に記述しており、それらと神代記を含めて図式化すると次のようになる。

アマテラス(日神) ツクヨミ(月神) スサノヲ

古事記

高天原

夜の食す国

海原

書紀正文 天上 日に配なまべて治らす 根の国追放

書紀一書の一 天地 天地 根の国

書紀一書の二 (天上) (天上) 根の国

書紀一書の六 高天原 青海原 天の下(治めず)

書紀一書の十一 高天原 日に配べて天の事を治らす 青海原、根の国

応神紀四〇年の記事の中で、特にウヂノワキイラツコを「太子」「継」、オホサザキを「太子の輔」とするのと対応するのは、神代紀正文と一書十一のアマテラスを「天上」「高天原」、ツクヨミを「日に配べて」とする記事だが、神代紀の三貴子誕生の仕方が、正文ではイザナギ・イザナミの結婚により、一書の十一ではイザナギの楔によるとの差異もある。さらに、神代紀では出生順がアマテラス、ツクヨミ、スサノヲであるのに対し、応神紀ではオホヤマモリ、オホサザキ、ウヂノワキイラツコとその順が逆になっており、その点においては古事記でも同様である。

要するに、古事記、日本書紀ともに、応神記(紀)の三皇子分掌は、神代記(紀)の三貴子分治を踏まえながら、それを反転させていることが理解される。神代記(紀)の三貴子分治では一旦は秩序をもたらしつつも、その後のスサノヲのアマテラスへの乱暴行為という外部からの働きかけによりアマテラス天の石戸隠れの混沌が招来し、アマテラスの天の石戸からの出現で秩序回復が図られる。神代記(紀)の三貴子の中では、「夜の食国」あるいは「日に配べて」治らすとされたツクヨミの存在が希薄なことは周知の通りで、書紀一書の十一においてウケモチノ神を殺害して穀物をもたらすという神話が語られているに過ぎないのも、応神記(紀)で「食国の政」や「太子の輔」を命じられたオホサザキとは一線を画す。応神記(紀)で三皇子が皇位を争い、譲り合うという面では対比されるのは、前述したように神武記の天皇崩御後の記事である。

神武記によれば、天皇崩御後、皇子の中で庶兄タギシミミが反乱を起こし、それを鎮定したのがカミヤヅミミ、カミヌナカハミミの兄弟であったという。ただし、兄カミヤヅミミは臆して戦うことが出来ずに、弟カミヌナカハミミが戦いに勝利した。そこで兄カミヤヅミミは弟カミヌナカハミミに皇位を譲り、「僕は、汝命を扶け、忌人と為て仕へ奉らむ」と言い、弟カミヌナカハミミが皇位を継いだと記述されている。日本書紀綏靖即位前紀の当該記事は「吾は汝の輔と為て、神祇を奉典らむ」とまをしたといい、それを参照すれば、神武記の「忌人」は神祇を奉典する神主に相当することになる。ちなみに、「忌人」のイハヒは、神武即位前紀に丹生の川上での神祭りに際して「斎主（イハヒ）」「顕斎（ウツシイハヒ）」を定めたというイハヒと同様、潔斎して神祭りを行う役を指す。カミヤヅミミはその後記紀に記述されることはなかったが、その子孫とされる一族の中に記紀ともに、意富氏（多臣）、小子部連、雀部臣が含まれているのは興味深い。

意富氏は太安万侶の一族であり、多氏系図の中で「多自然麻呂」の条に「始伝歌舞両道」と見え、注釈などが指摘しているように、「安万侶が宮廷歌舞の伝承と無縁ではなかったであろう」。小子部連は雄略紀六年三月、靈異記上巻一縁に一族の栖軽の話が語られ、宮廷の侏儒の管理者であったとされる。天武紀四年二月に「諸国の百姓の能く歌う男女、侏儒・伎人を選び、貢上れ」という記事に関わる芸能に携わる一族でもある。雀部臣はオホサザキ大雀（の名代であったともされる。これらからはカミヤヅミミの子孫に歌舞芸能や贅などに関わったであろう一族が含まれていることが分かる。

神武天皇崩御後のタギシミミ、カミヤヅミミ、カミヌナカハミミの三皇子と心神崩御後のオホヤマモリ、オホサザキ、ウヂノワキイラツコの三皇子と対比してみるとどうか。長兄のタギシミミとオホヤマモリが叛逆し、末弟のカミヌナカハミミ、ウヂノワキイラツコがその叛逆を鎮圧するという点で近似するが、カミヤヅミミがカミヌナカ

ハミミに皇位を譲るのに対し、オホサザキ、ウチノワキイラツコが譲り合い、ウチノワキイラツコの「崩」によって、オホサザキが皇位継承するという点では差異がある。ただし、応神天皇の命じたところに従えば、神武と応神の皇子の皇位継承は一致したことになる。ここにおいて、古事記中巻初めの神武と中巻最後の応神とが対応しつつ、異なる展開も示していくことが見てとれる。

これは、神武と応神の王権の成り立ちについても言えることである。神武と応神ともに、日向・筑紫という九州から発して倭に入ろうとして、倭の勢力との戦いに勝利して倭の都で即位する点では共通している。ただし、神武が日向から倭という版図に留まるのに対して、応神は韓半島という外部を含めた版図に拡大している点では差異が認められる。特に応神記では、百濟の朝貢、新羅人の来朝、和邇吉師による論語、千字文の貢進、手人韓鍛（からかぬち）、呉服（くれはとり）の貢上などが記述される。さらに、応神紀では、ウチノワキイラツコが王仁などに、経書、典籍などの儒教の書籍を学んだ記事が見られる。呉哲男がこれら応神紀の記述から、ウチノワキイラツコが儒教を体現した人物として描かれていることに注目したのは納得(19)される。応神記、応神紀ともに、ウチノワキイラツコなどの儒教受容を含めて韓半島という外部を取り込むことが強調され、神武記（紀）との差異を際立たせている。それは応神王朝の新たな面を強調することに他ならない。別の観点から神野志隆光は、神武記における「天の下の政」の詔が、応神記に及んで広がりをもって完結していると説いている。(20)

要するに、応神記のオホヤマモリ、オホサザキ、ウチノワキイラツコ三皇子の分掌は、神代記のアマテラス、ツクヨミ、スサノヲ三貴子の分治と、神武記のタギシミミ、カミヤサシミミ、カミヌナカハミミの三皇子の記事の双方を踏まえつつ、韓半島という外部を取り込み、「食す国」と「日継」をめぐる新たな王権を意図して展開させたと解することができる。

結

応神記のオホヤマモリの反乱鎮定後、オホサザキ、ウヂノワキイラツコの天の下の譲り合いにより、大贄を献上しようとした海人が右往左往したという。既述した通り、皇位の譲り合いは清寧記のヲケ・オケニ皇子による新室の宴での舞の場面にも見られるが、応神記では大贄献上という設定となっている。大贄は吉野の国栖の奏においても見られたが、一般的には山海の貢物に対しての謂で、オホヤマモリが分掌された「山海の政」を引き受ける形で持ち出されてきた。これも前述したように、オホサザキ、ウヂノワキイラツコの譲り合いの末、応神記ではウヂノワキイラツコの「崩」、ウヂノワキイラツコ 応神紀ではその「自死」という顛末で、オホサザキが皇位継承することになる。

「崩」は天皇に対する記載として一般的だが、神武天皇の兄のイツセ、景行天皇皇子のヤマトタケルにも用いられていることが知られている。従って、ウヂノワキイラツコはヤマトタケル同様の天皇に準じた扱いをされているということになる。そして、ウヂノワキイラツコ 応神記の記述に従えば、ウヂノワキイラツコの「崩」を受けて、オホサザキが「山海の政」を含めた「食す国の政」と「天つ日継」を兼ね備えた新たな王として誕生したということになる。「山海の政」は神代記においては、ヤマサチであるホヨリ（ホホデミ）がウミサチであるホデリを服従させ、まもりびと 守護人（記）、わびき 俳優（紀）として隼人舞の奉仕をさせることを指す。さらに、「食す国の政」の儀礼の一つに「大贄」献上があるならば、神武記で天皇一行に遭遇し仕えたという吉野の贄持之子、吉野の国栖の祖であるとされる石押分之子などの記事を経て、ウヂノワキイラツコ 応神記の大贄献上の際に奏される吉野の国栖の奏が、隼人舞とともに、大嘗祭の十一月卯の日に行われることと無縁ではない。

結論的に言えば、ウヂノワキイラツコ 応神記のオホヤマモリ、オホサザキ、ウヂノワキイラツコ三皇子の分掌された「山海の政」、「食

す国の政、「天つ日繼」は、オホサザキ（仁徳）によつて集約され、大嘗祭の起源の一つとして語られていることになる。⁽²⁾要するに、古事記においては上巻神代記と中巻神武記を引き受けて、中巻応神記で大嘗祭の起源を再度記述し、下巻仁徳記へ継承していくという意図が見てとれる。それとともに、「天つ日繼」を継ぐべきと命じられながら、「崩」じたとされるウチノワキイラツコの魂を鎮定するために歌われた歌が、万葉集に収載されることにもなったのである。

宇治若郎子宮所歌一首

妹^{いも}らがり今木の嶺に茂り立つ夫松^{つま}の木は古人^{ふるひと}見けむ（九・一七九五）

柿本人麻呂歌集に出づとされる歌の一首で、「古人」や「見けむ」の主体に異説が生じているが、題詞からウチノワキイラツコの宮所を歌うことにより、崩じたウチノワキイラツコを鎮魂した歌と見なされる。あるいは、額田王の歌とされる

秋の野のみ草刈り暮き宿れりし宇治の都の仮廬^{かりほ}し思ほゆ（一・七）

の「宇治の都」もウチノワキイラツコの宮所と解釈する説がある。いずれにしても、万葉歌の中においてもウチノワキイラツコの事跡が伝承されていることが確認される。さらに、平安朝の源氏物語の宇治十帖に登場する宇治の八宮がウチノワキイラツコをモデルにしているとの見解も出されている。⁽²⁾本稿は平安朝まで射程に伸ばす余裕はないが、ウチノワキイラツコの魂が別の形で後世まで語り継がれていたとしたら興味深いものがある。それも、ウチノワキイラツコが「天つ日繼」とされながら、オホサザキと皇位を譲り合い、突然に「崩」じたなどという心神記（紀）の記述に端を発していることは疑いがない。

注

- (1) 吉田修作「ホムチワケとホムダワケー垂仁記・仲哀記の『御子』表記をめぐって」(『日本文学』二〇一六年三月)。
- (2) 神田秀夫『古事記の構造』(明治書院 一九五九年)、三浦佑之「聖帝への道 大雀から仁徳へ」(『神話と歴史叙述』若草書房 一九九八年)。
- (3) 布施浩之は、「天津日継」を宗教的・祭祀的側面を掌握する職掌とする「応神記・大雀命皇位継承論 古事記中巻から下巻への意識」(『日本文学論究』五三号 一九九四年三月)。
- (4) 小野寛「家持の皇統讚美の表現 『あまのひつぎ』」(『論集上代文学』第二冊 笠間書院 昭和四六年)。
- (5) 折口信夫「大嘗祭の本義」(『折口信夫全集』三巻 中央公論社 一九九五年)。
- (6) 岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗 食国(ヲスクニ)考」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房 昭和四五年)。
- (7) 中村生雄「即位儀礼 王の誕生と国家」(『岩波講座 天皇と王権を考える』五巻 王権と儀礼 二〇〇二年)。
- (8) 井上亘「天皇の食国」(『日本古代の天皇と祭儀』吉川弘文館 平成一〇年)。
- (9) 林屋辰三郎「御誓と芸能」(『国栖の奏』)『古代芸能史の研究』岩波書店 昭和三五年)。
- (10) 吉田修作「アメノウズメの 神がかり・わざをき 天岩戸と天孫降臨」(『古代文学表現論』おうふう 二〇一三年)。
- (11) 吉田修作「詠論」(『ことばの呪性と生成』おうふう 一九九六年)。
- (12) 田辺幸雄「この蟹や いづくの蟹」(『古事記大成』2文学編 平凡社 昭和三年)。
- (13) 古橋信孝「巡行叙事」(『古代和歌の発生』東大出版会 一九八八年)。
- (14) 三浦佑之「この蟹や 考」(『日本文学研究資料叢書 古代歌謡』有精堂 昭和六〇年 所収)。
- (15) 斎藤英喜「皇子と異教 菟道稚郎子伝承をめぐって」(『語文』八一号 平成三年一月)。
- (16) 吉田修作「ほかひ人論」前掲書(注11)。
- (17) 布施浩之前掲論文(注3)、井上亘前掲書(注8)、青木周平「仁徳天皇論」(『古事記研究大系』6 古事記の天皇、高科書店 一九九四年)、山崎かおり「月詠命と夜之食国」(『国学院雑誌』一一五巻一〇号 平成二六年一〇月)など。
- (18) 神武記にはカミヤマミミの兄にヒコヤマミミという名が見えるが、その後の話に登場しないので、神武崩御後の皇位継承者は実

質的には三皇子と言つてよい。古事記注釈でも、カミヤヅミミがカミヌナカハミミへ皇位を譲つたことが、オホサザキとウチノワキイラツコの皇位の譲り合いの前ぶれと説いている。

(19) 吳哲男、「ウチノワキイラツコについて」、『古代日本文学の制度論的研究』おうふう 二〇〇三年。

(20) 神野志隆光、「応神天皇の物語」、『古事記研究大系6 古事記の天皇』高科書店 一九九四年。

(21) 歴史学の立場から脊古真哉が、踐祚大嘗祭という即位儀礼から見た天皇の二面性として、統治を示す「食す国」と神性を意味する「天つ日継」の二つの位相を論じているのは、本稿とも関わつていて興味深い(「アマツヒツギとヲスクニ 天皇の二面性と即位儀礼」、『文研会紀要』一号 一九九一年)。

(22) 梅山秀幸は、源氏物語河海抄、花鳥余情などの説を受けて、ウチノワキイラツコから源氏物語宇治十帖の宇治の八宮への伝承の流れ論じている(宇治 暗闇の祭 私説 宇治稚郎子 あるいは悲劇の一族)、『かぐや姫の光と影』人文書院 一九九一年)。